

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成23年12月16日

岡 山 市 長 高 谷 茂 男

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）フレスタ岡山門田屋敷店

所在地 岡山市中区門田屋敷三丁目7番101ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社フレスタ

住所 広島市西区横川町三丁目2番36号

代表者の氏名 代表取締役 宗兼 邦生

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社フレスタ

住所 広島市西区横川町三丁目2番36号

代表者の氏名 代表取締役 宗兼 邦生

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年7月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 169平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の収容台数 46台

② 駐輪場の収容台数 41台

③ 荷さばき施設の面積 40平方メートル

- ④ 廃棄物等の保管施設の容量 16.1立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前9時
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後10時
 - ③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ④ 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
 - ⑤ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成23年12月12日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成23年12月16日から平成24年4月16日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業課